平成２７年（フ）第５６号
群馬県前橋市鳥羽町809番地７　ファミール金井Ｂ－102号
債務者　反町　保榮
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
群馬県安中市野殿3840番地１
債務者　櫛嶋　初江
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６０号
相模原市中央区宮下本町１丁目７番17号　ジュネスハイムＤ－203
債務者　澤村　理奈
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７２号
相模原市南区相模大野６丁目20番４－804号
債務者　鈴木　　真
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７５号
相模原市南区磯部1759番地17
債務者　野宮　正人
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７９号
相模原市南区東大沼４丁目23番６号
債務者　高野　知己
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６２号
静岡県三島市谷田・桜ケ丘・1062番地の３　エトワール花の木Ｂ－101
債務者　渡邉　　学
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
京都市北区上賀茂荒草町50番地３
債務者　塚本　真美
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
京都府宇治市木幡平尾27番地の297
債務者　山本秉秀こと　李　　秉秀
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
京都府宇治市木幡平尾27番地の297
債務者　山本明美こと　潘　　明美
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字林前25番地フラッツ下狛105号、前住所京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原10番地７
債務者　平田　洋一
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
京都府長岡京市長岡３丁目10番５号　カーサヴェルディ201
債務者　中川麻衣子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
京都府向日市寺戸町乾垣内５番地の43
債務者　川島　公男
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
京都市左京区静市市原町1151番地15
債務者　知見　　学
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
京都市東山区三条通神宮道東入７丁目東小物座町附属725番地　河合紀久雄方、前住所京都市左京区田中上玄京町24番地
債務者　広瀬　　勇
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地９－304
債務者　福井　良夫
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８４６号
大阪府藤井寺市道明寺２丁目10番５号
債務者　至田　和宏
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係